八代市教育情報セキュリティポリシー

教育情報セキュリティ基本方針

令和８年７月24日策定

八代市教育委員会

◆改訂履歴

No.	年月日	内容
1	令和8年 7 月 24 日	新規作成

目次

第１章　はじめに 2
第２章　情報セキュリティ基本方針.....3
1. 目的.....3
2. 定義 3
3. 対象とする脅威.....4
4. 適用範囲.....4
5. 教職員等の遵守義務.....5
6. 情報セキュリティ対策 5
7. 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施 6
8. 教育情報セキュリティポリシーの見直し 6
9. 教育情報セキュリティ対策基準の策定.....6
10. 教育情報セキュリティ実施手順の策定.....6

第 1 章　はじめに

◎八代市教育情報セキュリティポリシーの目的、位置付け等

八代市教育情報セキュリティポリシーは、八代市情報セキュリティポリシーで定める「情報セキュリティ基本方針」に基づき、八代市教育委員会及び八代市立学校における情報セキュリティ対策を講ずるにあたって、遵守すべき行為及び判断などの基準を統一的に定めることを目的とする。

その体系は、情報セキュリティ対策における基本的な考え方を定める「基本方針」、基本方針に基づき情報セキュリティ対策の基準を定める「対策基準」、対策基準に基づき、各学校の実情に応じて、具体的な手順や手続き等を定める「実施手順」の階層構造とする。（参照：図表1）



図表1　教育情報セキュリティポリシー体系図

学校は地方公務員法及び教育公務員特例法に定める「服務」に服さない児童生徒が過ごす場所であり、当該児童生徒がコンピュータを活用した学習活動の実施などにおいて、日常的に情報システムにアクセスする機会がある。そのため、児童生徒においても情報セキュリティポリシーにて規定した対策について遵守するよう、職員、教員、保護者等が適切に指導を行うことが求められる。

また、学校には、指導要録、答案用紙、生徒指導等の記録、進路希望調査票、児童生徒等の住所録等の重要性が高い情報が保管されている。児童生徒の育成においては、学校教育に直接関わる複数の関係者により、児童生徒に関する情報が多目的で活用される。学習においても、教職員や他の児童生徒と協働学習活動を実践する際、児童生徒が生み出す情報は本人の思考の記録であるとともに学習評価の材料となり、必要に応じて他児童生徒に開示する等多目的に活用される。よって、学校教育においては、児童生徒の存在及び取り扱う情報の多様性・多目的性等を考慮した情報セキュリティ対策を講ずる必要がある。

教育情報セキュリティポリシーでは、情報セキュリティの観点から守る対象として、学校で扱う情報資産（校務系情報、学習系情報）を想定している。情報資産のセキュリティを確保するためには、学校が保有するデータそのもの及びそのデータを生成・保管・流通する媒体（紙、ネットワーク、サーバ、端末等）の両方をセ

キュリティ侵害から守り、情報漏えいを防止することが必要であり、これら全てが本セキュリティポリシーの対象範囲となる。

第 2 章　情報セキュリティ基本方針

1. 目的

本基本方針は、八代市教育委員会（以下「本委員会」という。）及び八代市立小・中・支援学校（以下「市立学校」という。）が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を適切に維持するために実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

2. 定義

（1） 教育情報セキュリティポリシー

本委員会が策定する「情報セキュリティ基本方針」及び「情報セキュリティ対策基準」の総称をいう。なお、各学校が策定する「情報セキュリティ実施手順」はこれに基づくものとする。

（2） 情報資産

本委員会及び市立学校が保有、運用又は管理するすべての情報（電子データ及び紙媒体）をいう。

（3） 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

（4） 機密性、完全性及び可用性

・ 機密性（漏えいの防止）：許可された者だけが情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

・ 完全性（改ざんの防止）：情報が正確であり、改ざんや不当な消去が行われていない状態を確保することをいう。

・ 可用性（システム停止の防止）：認可された利用者が、必要な時に中断されることなく情報や情報システムにアクセスできる状態を確保することをいう。

（5） ネットワーク

コンピュータ、通信機器等を通信回線によって接続し、情報を伝達する仕組みをいう。これには、有線・無線の別、本委員会と市立学校を接続する広域網、校内 LAN、及びクラウドサービス等の利用に供するインターネット接続環境を含む。

（6） 情報システム

情報資産の処理、蓄積、受発信等を行うために必要なコンピュータ、ネットワーク及び情報媒体等で構成され、処理を行う仕組みをいう。本委員会が契約し利用する外部クラウドサービスもこれに含む。

（7） 教職員等

情報資産を取り扱う本委員会事務局職員及び市立学校に勤務するすべての教職員をいう。

3. 対象とする脅威

本市の情報資産に対して想定される脅威は、次に掲げるものとし、これらを適切に管理・制御するものとする。

（1） 対象者：部外者

- 不正アクセス、マルウェア感染、ランサムウェア等のサイバー攻撃
- ID 及びパスワード等の認証情報の窃取並びにこれらを用いたなりすまし行為
- 侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去、重要情報の搾取、内部不正等

（2） 対象者：教職員等又は外部委託事業者

- ID 及びパスワード等の認証情報の不適切な管理、共有又は権限設定の誤り
- 情報資産の無断持ち出し、無許可の機器の接続やソフトウェア使用等の規定違反
- 情報システムの設計・開発の不備、プログラムの欠陥
- 操作・設定ミス、メンテナンス不備
- 内部・外部監査機能の不備
- 外部委託管理の不備
- マネジメントの欠陥
- 機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等

（3） 対象者：その他

- 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止
- 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- 電力供給の途絶、通信の途絶等のインフラの障害からの波及等

4. 適用範囲

本方針の適用範囲は、次の各号に掲げる機関、資産及び人員とする。

（1） 対象機関及び対象者の範囲

八代市教育情報セキュリティ対策基準により定める。

（2） 情報資産の範囲

八代市教育情報セキュリティ対策基準により定める。

（3） 端末及び場所の範囲

八代市教育情報セキュリティ対策基準により定める。

5. 教職員等の遵守義務

教職員等は、本情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たっては、不正アクセス行為の禁止等に関する法律や著作権法等の情報セキュリティに関連する法令並びに教育情報セキュリティポリシー及び教育情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。

6. 情報セキュリティ対策

本委員会は、情報資産を様々な脅威から保護するため、次に掲げる対策を講ずるものとする。

（1） 組織体制

教育委員会及び各学校において、情報セキュリティ対策を推進する組織体制を確立する。

（2） 情報資産の分類及び管理

情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、生成から廃棄に至るライフサイクル全般にわたり、分類に応じた適切な管理を行う。

（3） 物理的セキュリティ対策

重要な情報資産を扱う区域への立入制限、並びに通信機器及び端末等の盗難、紛失、破壊等の物理的脅威を防止するための措置を講ずる。

（4） 人的セキュリティ対策

教職員等及び児童生徒の情報セキュリティに関する意識の維持及び向上を図るため、継続的な教育及び研修を実施する。

（5） 技術的セキュリティ対策

多要素認証を含む強固なアクセス制御、通信及びデータの暗号化、並びに不正プログラム対策等により、情報資産への不正アクセスや情報漏えいを防止する。

（6） 運用

情報システムの監視、教育情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等、教育情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講ずるものとする。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

（7） 外部委託及びクラウドサービスの管理

外部委託やクラウドサービス利用に際しては、本委員会が求める安全基準を満たす事業者を選定し、

契約等を通じて適切なセキュリティ水準を維持・監督する。

（8） 評価・見直し

教育情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。教育情報セキュリティポリシーの見直しが必要な場合は、適宜教育情報セキュリティポリシーの見直しを行う。

7. 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

教育情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

8. 教育情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、教育情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討したうえで、教育情報セキュリティポリシーを見直す。

9. 教育情報セキュリティ対策基準の策定

上記6、7及び8に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める教育情報セキュリティ対策基準を策定する。また、教育情報セキュリティ対策基準は、公にすることにより本市の教育行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

10. 教育情報セキュリティ実施手順の策定

教育情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた教育情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。また、教育情報セキュリティ標準実施手順は、公にすることにより本市の教育行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。